都道府県・市町村バイオマス 活用推進計画作成の手引き

概要版

平成24年9月

農林水産省 食料産業局バイオマス循環資源課

《概要では、以下のように略語を使っています。》

「都道府県計画」…都道府県バイオマス活用推進計画

「市町村計画」…市町村バイオマス活用推進計画

「地域推進計画」…都道府県・市町村バイオマス活用推進計画

「計画策定通知」…バイオマス活用推進基本法に基づく都道府県及び市町村によるバイオマスの活用の推進に 関する計画の策定の推進について(平成23年1月26日農林水産省大臣官房バイオマス政策 課長通知)

「基本法」…バイオマス活用推進基本法(平成21年法律第52号)

「バイオマス基本計画」…バイオマス活用推進計画(平成22年12月閣議決定)

地域推進計画の作成の目的

- 〇東日本大震災・原発事故を受け、地域の未利用資源であるバイオマスを利用した自立・分散型エネルギー供給体制の強化を図ることが重要な課題となっています。
- 〇地域に豊富に存在するバイオマスの活用は、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を促す 重要な取組の一つです。

このような観点から、各地域による創意工夫を活かしたバイオマス活用の主体的な取組を 促進する必要があり、地域推進計画の策定を求められています。

1. 基本的事項

都道府県及び市町村計画に盛り込むべき共通の基本的事項です。

- (1)目的
- (2)計画期間
- (3) バイオマスの活用の現状と目標
- (4) バイオマスの活用に関する取組方針
- (5) 実施体制
- (6) 地域推進計画の中間評価と事後評価

「地域推進計画の中間評価と事後評価」は「取組効果の客観的な検証」に必要なものです。

2. バイオマスタウン構想から地域推進計画へ

(1) 都道府県バイオマス活用推進計画の新設

基本法において全ての都道府県が都道府県計画を策定することを目標としています。

(2) バイオマスタウン構想から市町村バイオマス活用推進計画へ

バイオマスタウン構想の取組内容や進捗状況等を踏まえ、バイオマスタウン構想から 市町村計画への移行をすすめるようお願いします。

(バイオマス基本計画では、2020年に600市町村において市町村計画が策定されることを 目標としています。)

3. 地域推進計画に盛り込むべき基本的事項の留意点

(1)目的

バイオマス基本計画に示されている目的 を右表に示しました。このような視点を踏 まえ設定することが必要です。

目的の設定にあたっては、地域推進計 画の実行により得られる効果を測るための 指標についても右表のように具体的に提示 することが必要です。

目的	指標
地球温暖化の防止	二酸化炭素排出量の削減
循環型社会の形成	廃棄物処分量の削減 エネルギー自給率の向上
産業の発展	新産業創出、既存産業活性化
農山漁村の活性化	雇用者数の増加 視察者及び観光客の増加

(2)計画期間

バイオマスの利活用には長期的な構想が必要であり、目標達成には時間を要するため、 計画期間を原則10年としています。

(3) バイオマスの活用現状と目標

地域における主要なバイオマスの賦存量、利用量、利用方法などの活用現状そして計画期間の最終年度における利用量及び利用率の目標をバイオマス種類ごとに記載します。 なお、バイオマスタウン構想では、廃棄物系バイオマスで90%以上、未利用バイオマス40%以上のいずれかの目標となる利用率(炭素換算)を掲げることを公表の要件としていましたが、地域推進計画ではこうした要件は無くしました。また、地域にとって、特に重要なバイオマスに絞って(例えば木質バイオマスに特化する等)計画を策定することも可能です。

(4) バイオマスの活用に関する取組方針

バイオマス活用の促進には、バイオマスの特性を踏まえ、<u>地域バイオマスを効率的に</u> エネルギーや製品として利用する地域内の利用システムの計画的な構築が重要です。こ のため、目標達成のための取組方針や取組内容、取組工程等を記載します。

|都道府県計画|

〇取組方針

都道府県の目標達成を図るために講ずべき施策(バイオマスの供給体制の整備やバイオマスの利用を図る市町村や民間事業者への支援等、総合的な施策体系)を記載します。

〇取組内容及び工程

取組内容は、取組方針で整理した施策を具体化したもので、講ずべき施策ごとに 行動計画内容を記載します。

工程表は、講ずべき施策ごとの行動計画を年度ごとに記載します。

市町村計画

〇取組方針

地域に賦存するバイオマスの賦存量、利用量、利用方法、新たな販路の可能性 を踏まえつつ、バイオマスの利用計画を念頭において取組方針を整理します。

〇取組内容及び工程

取組内容は、取組方針を具体化したもので原料調達から利用までの一貫した計画として取りまとめます。

工程表は、年度ごとに取組内容がどの段階であるか、年度ごとに調査計画、施設整備、施設運用等の事業化に向けた段階を記載します。

(5) 実施体制

バイオマス利用を推進する上で連携を図るべき市町村(都道府県の場合)、農林漁業 者等の原料供給者、バイオマス製品等の製造者及び利用者、学識経験者、非営利組織等 の関係機関の役割分担、連携・協力の方針や体制を記載します。

(6)地域推進計画の中間評価と事後評価

目標の達成状況等の調査結果を踏まえ、<u>少なくとも5年ごとにバイオマス利用量及び</u>利用率等の状況を調査し、計画の進捗状況や目標の達成状況等について評価を行います。

〇中間評価

これまでの5年間の達成状況等の評価を6年目に行い、必要に応じ、地域推進計画の見直しを行います。

〇事後評価

最終年度(10年目)に行います。

- 〇中間評価報告書の記載項目
 - ①中間評価の目的
 - ②バイオマス利用状況
 - ③取組の進捗状況
 - 4計画見直しの必要性等
- 〇事後評価報告書の記載項目
 - ①事後評価の目的
 - ②バイオマス利用量・利用率の目標の達成状況
 - ③取組の進捗状況
 - 4総合評価

4. その他

(1)地域推進計画の公表

地域推進計画を策定した場合は、ホームページや広報誌等で公表して下さい。また、中間評価及び事後評価についても可能な限り公表するようにして下さい。

(2)国への情報提供

- 〇国、都道府県及び市町村が情報を共有するために、地域推進計画を策定しまたは 見直した場合は農林水産省へ情報提供をお願いします。
- 〇地域推進計画の策定状況については、農林水産省より関係府省へ情報提供すると ともに、農林水産省のホームページに掲載します。

〇都道府県・市町村バイオマス活用推進計画窓口 農林水産省

- 食料産業局バイオマス循環資源課バイオマス事業推進室 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03-6738-6479 FAX 03-6738-6552
- ・北海道農政事務所農政推進部経営・事業支援課 〒060-0004北海道札幌市中央区北4条西17丁目19-6 TEL 011-642-5485 FAX 011-613-3793
- ・東北農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 TEL 022-221-6146 FAX 022-722-7378
- ・関東農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 TEL 048-740-0160 FAX 048-740-0081
- ・北陸農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 TEL 076-232-4233 FAX 076-234-3076

- ・東海農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL 052-223-4619 FAX 052-219-2670
- ・近畿農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町

TEL 075-414-9024 FAX 075-414-7345

- ・中国四国農政局経営・事業支援部事業戦略課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 TEL 086-224-9415 FAX 086-224-7713
- 九州農政局経営 事業支援部事業戦略課 〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2-10-1 TEL 096-211-9347 FAX 096-211-9825

内関府

 沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 TEL 098-866-1673 FAX 098-860-1179